

学校教育現場における教員から児童・生徒に対する性暴力 ——包摂の流れの中で2020年性犯罪対策見直しにおける 政策・施策の方向性を探る——

中京大学法務総合教育研究機構 教授

柳本 祐加子

I はじめに

昨年T市公立学校教諭わいせつ行為事件をめぐる論評を行い、いくつかの課題を提示した⁽¹⁾。その後も同種事案の発生は止むことなく続いている。また2017年刑法性犯罪規定改正にあたり当事者の声が社会に発信され始めたことや、世界中で広がった#Me Too運動の動きが日本にも広がり、より多くの声が社会に発信されるようになった。伊藤詩織さんが提訴した民事裁判の勝利判決もあった。

こうした様々な市民レベルのムーブメントが性暴力・性犯罪に関する認識の変化、すなわち、性暴力や性犯罪被害は恥ずべきことであり他言することなどすべきではないという被害当事者も含む社会全体の認識が、恥ずべきは加害者であり、被害者は正當にその被害が補償され、損なわれた権利が回復されるべきであるとの認識へと変化を促している。

今年2020年は、2017年刑法性犯罪規定改正時に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と附則に書き込まれたその「三年後」にあたる。(この文言は通常「三年後見直し」と簡略化して言われる。本稿においてもこの用語例を用いる。)そこで何をどのように見直すのかが重要な課題である。

本稿は、この課題を示し、その解決に関する政策や施策立案、策定に繋がりうることを提示しようとするものである。その中でも本稿は特に学校教育現場における教員から児童・生徒に対する性暴力に的を絞る。

このような目的の下、まず「三年後見直し」に関連する最近の政府レベルの動きを確認する。第二に国会議員レベルの動きを確認する。第三にこれらの動きから抽出しうる課題を提示し、一定の解決に繋がりうる考え方を提示する。これらの作業を本稿において行う。

II 課題は何か、そしてそれはどのような政策・施策をもって対応されるべきか

一、政府レベルの動き

この中で最も注目されるべきは、法務省に設置された「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調

査ワーキンググループ（以下「法務省 WG」とする）である。この法務省 WG は2018年（平成30年）4月20日付「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの設置について」と題する文書において「刑法一部改正法附則9条に基づいて同法施行後3年を目途として実施する性犯罪に関する総合的な施策検討に資するよう、省内の関係局等の連携を図りつつ、性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施することを目的とする。」⁽²⁾として設置された。ここでは2020年見直し作業の前提となるべきこれまでの性暴力・性犯罪対策の評価、見直しに向けた検討課題の整理という目的の下、これまで12回にわたる会議が開催され、現在とりまとめの段階にあると思われる。12回開催された会議の議題を見ると、性暴力・性犯罪被害者への対応と同時に、更生も含む加害者への対応もテーマとして設定されていることがわかる。特に後者は2017年刑法性犯罪規定改正のときには必ずしも明示的にテーマとされていたわけではないことを思い起こすと、日本における議論の成熟に向けた変化として把握可能である。法務省 WG は法務省に設置されたものであるため法務省管轄マターがテーマとされていることは当然であるが、そのみならずいわゆる省庁横断的なテーマも議題とされている。筆者が報告のご依頼をいただいた12回めのテーマは「学校教育現場における性被害」⁽³⁾であり、本課題解決のためには文科省も重要なステイクホルダーである。このように性暴力・性犯罪対策が2017年改正時より広い構図の中に位置づけられ、それを法務省が牽引している点が今般の特徴といえよう。

もちろん法務省 WG のとりまとめの中に入れられるかどうかは現時点では不明であるが、学校教育現場における性被害に関する検討課題として筆者が提示したことは以下のとおりである。

- ・事実調査の精度を高めること⇒被害児童・生徒への聞き取り調査にあたり多機関連携（学校・教育委員会、検察、警察、裁判所等）の上で司法面接の手法を取入れるなどすること
- ・文部科学省が毎年発表する「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」の統計が学校教育現場における被害・加害の実情を明示するものとなるよう工夫すること
- ・被害児童・生徒に対するケアの一環として学習支援も実施すること
- ・社会的包摂の理念に基づき、被懲戒免職処分者が教育現場以外の場において新たな社会との関係性を結び直すための制度を更生保護の観点も踏まえた上で導入すること

二、国会議員レベルにおける動き

松島みどり衆議院議員が2014年法務大臣就任直後に「強姦罪が強盗罪より軽いのはおかしい」と、刑法性犯罪規定を改正すべしとの政治的意思を表明したことが、2017年刑法性犯罪規定改正のそもそもの発端であった。松島みどり衆議院議員は改正の翌年2018年には自民党司法制度調査会会長に就任し、性暴力・性犯罪対策への提言をとりまとめ関係省庁にその実施を促した。2019年半ばにはその進捗状況の確認が行われ、「三年後見直し」に向けての課題設定等の前提が整えられている。確かに法務省では一、に記述した法務省 WG が動き出しているが、この法務省 WG やその後の作業工程をこれまでの慣行に従って見通したとき、2020年に再度の刑法改正を実施することはかなり難しいのではないかとの観測が議員の間に流れ始めている。さらにはこの「三年後見直し」には刑法改正を含まないこともありうるのかといった疑念も生じている。このような国会議員の意識や意欲の

高まりは、市民運動を牽引する Spring という団体が⁽⁴⁾熱心に国会議員へのロビイングを続け、法務大臣、法務大臣政務官にも規定改正の必要性を説得し続けていることも大きく影響している⁽⁵⁾。

こうした状況において、2020年2月21日、稲田朋美衆議院議員が自らが主催する自民党女性議連において刑法改正も含む「三年後見直し」を実施すべきことを提起し、2020年2月28日、松島みどり衆議院議員らと共に森まさこ法務大臣に要望書を提出した。そこに書き込まれた要望事項は以下のとおりである。

- ・WG 報告書提出後すみやかに法制審議会開始、答申を行い、争いのないものから順次早期の刑法改正を行う。
- ・性犯罪の公訴時効を撤廃する。
- ・性交同意年齢の引上げ
- ・現行監護者強制性交等罪における監護者の範囲を拡大する。
- ・18歳未満の者に対する準強制性交等罪については抗拒不能を要件から外し、18歳以上のものに対する場合は抗拒不能の要件の認定をゆるやかにする。
- ・教育現場での性暴力、性犯罪について懲戒免職のみならず、刑事告発を義務付ける。

三、「三年後見直し」の課題

これを検討するにあたり、まず松島みどり元法務大臣の政治的意思の表明にはじまる流れを確認、分析し、次にその流れの分析に基づく展望を描き、最後に2020年見直しにおける政策・施策について検討したい。

1. 流れの確認・分析について。

第一に、「強姦罪が強盗罪より軽いのはおかしい」との発言について。これは日本における初期ラディカル・フェミニズムの主張にも現れ、爾来性犯罪規定改正は課題であり続けた。つまりこの言葉、発言が流れの源である。他方他国のラディカル・フェミニズムが生み出したムーブメントはたとえば、1970年台にアメリカ諸州の性犯罪規定が改正されるという結果を導き出した。日本における改正が2017年であるということはアメリカに遅れること約50年ということである。また遅れたもののアドバンテージ⁽⁶⁾と言われるところから見た場合、50年遅れであるにも関わらず2017年改正の結果は先行例と比べると不十分であるといわざるをえない点もある。この点から見れば「三年後見直し」という作業はこの後も途切れることなく続ける必要があるといえる。

第二に、2017年改正では第一において指摘した「おかしさ」を是正するため、法定刑の下限を5年とし、さらに非親告罪としたことについて。これは「女性」の権利擁護が刑法のレベルにおいても拡大したことを意味すると評価できる。

第三に、2017年改正ではとりわけ被害者をジェンダー・ニュートラルなものとして捉え、罪名が強姦罪から強制性交等罪と改められたことについて。これは、性被害は男性にもあるという主張から始まり、より広くLGBTsの権利擁護、保障、平等の確保への意識の広がり、つまり性の多様性への容認という態度が一定程度日本社会に根付いたことの証左ともいえる。

第四に、監護者強制性交等罪、監護者強制わいせつ罪が新たに設けられたことについて。2017年

改正時の市民レベルのムーブメントの中心的役割を果たし、改正の動きをリードした山本潤（一社）⁽⁷⁾ Spring 代表による、自らの実父からの性虐待被害のスピークアウトがこの問題の重大さを社会に突きつけたことがその一つの大きな原因であったと評価できる。

上記第一が主たる流れの源であり、第二から第四の三点がこの流れの加速と増幅の要因であったと分析できる。

2. 流れの分析に基づく今後の展望について。

第一に「女性」を発端とし社会的に脆弱な立場にある者を包摂する流れの源として2017年改正を捉えることが可能となる。⁽⁸⁾

第二にこのように捉える場合、次に刑法レベルで包摂される必要のある存在として、親以外のおとなからの子ども性暴力被害者、障がいのある子ども及びおとな性暴力被害者、高齢者性暴力被害者等が浮かび上がる。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾ これは上記1. 第一に、で述べた同様、今般の「三年後見直し」と同様の作業はこの後も途切れることなく続けられる必要があることを意味する。現時点では、親以外のおとなからの性暴力子ども被害者の中でも、教員からの性暴力被害児童・生徒、スポーツ指導者からの性暴力を受けた児童・生徒というカテゴリーの包摂が、市民運動レベルと国会議員レベルにおいて現在、論点として認識されている。

第三に、したがって上記第二の末尾に示した論点について一定程度の解決の道筋が政策として措かれた後には、その他のカテゴリーの包摂を可能とする見直しが引き続き求められる。

第四に、刑法レベルにおける包摂を試みると同時に、刑事政策的判断を踏まえた上で法定刑の見直し等、加害者処遇のあり方に関する検討も求められることとなろう。実際この必要性は既に指摘されている。2017年改正により強制性交等罪の法定刑下限は5年となり、いわゆる厳罰化が実現されたこと改正当時は市民運動に大歓迎された。ところが依然として「暴行・脅迫要件」に関する認定が厳しく、2019年に4件の無罪判決が出されたことは性暴力被害者やその支援者たちの間に激震をもたらした。⁽¹¹⁾ これがFLOWER DEMO 開始のきっかけとなり、性犯罪の裁かれ方の「おかしさ」が、より広く社会に共有されつつある。そしてその「おかしさ」を是正するため市民運動は「刑法改正市民プロジェクト」を発足させ、「私たちが求める刑法性犯罪規程改正案（叩き台）」を発表した⁽¹³⁾（Spring は森まさこ法務大臣に「性暴力の実態に即した刑法（性犯罪）改正の見直し実現に向けた要望」を提出した⁽¹⁴⁾）。これらは法定刑下限を3年とする不同意性交等罪の新設を求めている。この点について国会議員レベルにおいても一定程度の理解が得られているものの、実際の政治状況に照らしながらこの趣旨をどのように具現化するか、その方法に関して種々議論されているところである。

3. 2020年見直しにおける政策・施策について

上記2. 第二の中で指摘したように、親以外のおとなからの性暴力子ども被害者の中でも、教員からの性暴力被害児童・生徒、スポーツ指導者からの性暴力を受けた児童・生徒というカテゴリーの包摂が現時点において重要な論点として国会議員レベルにおいても認識されている。これに関する政策・施策を検討しよう。

(一) この検討にあたり、次の二つの観点も踏まえておこう。一つは文科省の人事行政の観点。もう

一つは児童買春・ポルノ禁止法改正の観点。これら二つの観点である。

第一の文科省の人事行政の観点について。これは毎年末に発表される前年度わいせつ行為等による公立学校教員処分状況を前提とした人事行政を指す。平成30年度の被処分教員数（当事者関係）はこれまでの最多（すなわちこれまでの最悪）⁽¹⁵⁾であった。この状況を前に文科省は以下のような3点からなる「今後の対応」を示した。

- ・児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教職員については懲戒免職とすることを引き続き徹底。懲戒免職以外の余地がある基準となっていたり、そもそもわいせつ行為に関する処分基準を定めていない教育委員会に対しては、個別に指導・助言を行う。
- ・「官報情報検索ツール」を採用権者である教育委員会等へ提供し、官報に公告される懲戒免職処分を受けた教員免許状の失効情報の確認を支援。
- ・「児童生徒を守り育てる立場にある教師が、同僚教師に対して複数で暴力行為などを繰り返すことや児童生徒に対してわいせつ行為などを行うことはあってはならないこと」であり、「教師として適正な資質、能力を持つ者のみが教壇に立つような採用、免許や人事管理等のあり方に関し、法制上の考慮すべき論点も含めて、専門家の意見を聞きつつ検討」（令和元年10月30日衆議院文部科学委員会萩生田文部科学大臣⁽¹⁶⁾）

この対応は、わいせつ行為等を行うことを一定の傾向として有する教員の教育現場からの排除を徹底するという政策の表明と理解できよう。ところでこの政策を徹底するためにはたとえば、教員免許法上失効後3年で免許の再取得が可能であること⁽¹⁷⁾。わいせつ行為等を理由とする起訴の結果有罪判決を受けた場合、一定期間後その経歴が消滅すること。これらの現行法上の仕組みを見直す必要もあろう。なぜなら刑法34条の2による刑の消滅と、懲戒処分歴確認システムの不在とにより、わいせつ行為等を行い懲戒処分を受けた者や性犯罪を犯した経歴のある者が教育現場に復帰することを防ぐことが現行の仕組みによっては非常に困難であるからである。またこの文科省の政策は、そもそも懲戒免職処分を正当なものとして確定することが前提として必要である。それゆえ精密な事実調査が必須であり、そのためにⅡ一に記したように、多機関連携の下における調査手法の実施が望まれる。その上で懲戒免職処分の実施、被懲戒免職処分者の告発、適正に刑事司法手続きに該当事案をのせる、再犯防止等のための加害者処遇を行う。こういった対応を可能とする法制度が求められよう。

第二の児童買春・ポルノ禁止法改正の観点について。これは現在議員によって改正法案策定のための検討がなされている最中である。この検討に参加している木村やよい衆議院議員がそのFBで、本法違反で有罪となった特にペドフィリアの傾向のあるおとなをこどもに近づかせないために日本版DBSの導入を検討中である旨伝えている⁽¹⁸⁾。DBS（Disclosure and Barring System）はイギリスで実施されている制度であり、こどもや障がいのある者に対する性犯罪者をこうした社会的脆弱者に接触させないため、たとえば事業所等の採用にあたり採用候補者にそうした犯歴があるかどうか等を一定期間管轄機関に照会できる制度である⁽¹⁹⁾。

これら二つの観点はその具体的な内容や検討領域に違いはあるものの、両者ともにこどもの性的安全は社会が守らなければならないという明確な意思に基づくものである点において共通する。日

本版DBSが児童買春・ポルノ禁止法違反者のみならず、こどもに対する性犯罪者全般に適用される制度として措定されれば、文科省と児童買春・ポルノ禁止法改正法案検討への参加国会議員双方のこどもの性的安全を守るという意思が明確な制度として具現化されることとなり、現在よりかなりの程度こどもの安全確保が充実したものとなると考えられる。

(二) 以上二つの観点も踏まえた上で、学校教育現場における性被害に関する2020年見直しにおける政策・施策の方向を検討すると、次のような結論を導き出すことができる。

第一に、教育指導者からの被指導者に対する性暴力を、関係性を濫用した新たな性犯罪類型とすること。その条文のあり方には、①監護者性交等罪の「監護者」の範囲を広げる（自民党女性議連の案）、②新たにこの類型の性犯罪を条文化する（Springの案）といったことがありえよう。

第二に、学校教育現場において発生した教員から児童・生徒に対する性暴力事実調査を精密なものとするために、特に被害児童・生徒に対する事実聴取方法を多機関連携の下における司法面接とするなど改善すること。

第三に、被懲戒免職処分教員の告発義務を徹底し、該当案件を適正に刑事司法手続きにのせられるようにすること。

第四に、イギリスのDBS等を参考としながら更生保護の観点も踏まえ、特に被懲戒免職処分教員の処遇のあり方を、こどもに対する性犯罪者に対する処遇制度全体を俯瞰しながら検討すること。⁽²⁰⁾

第五に、被害児童・生徒に対する、メンタル面、学習（学力保証）の面における支援を行うこと。

第六に、教員から児童、生徒、卒業生に対する性暴力の実態を調査し、防止対策を検討すること。

III むすび

包摂という言葉の一つのキーワードとして行った2017年改正とそれ以後の流れの検討。現在の政府レベル、国会議員レベルの実情、とりわけ「三年後見直し」における国会議員レベルで提示されている論点の検討。これらの検討を通して現時点（脱稿日2020年3月3日）において2020年性犯罪対策見直しのひとつの課題として、学校教育現場における教員から児童・生徒に対する性暴力に関する政策・施策の方向性を探ってみた。本稿の検討にあたり用いたキーワードや着想、ひとまず得た結論も一つの分析軸として今後の「三年後見直し」への関与と観察を続け、その結果を改めて報告したい。また本稿が、読者の「三年後見直し」の理解やそれへの関与に対し何か供するところがあるようであれば幸いである。

性暴力被害者を、その尊厳を一切損なうことなく共感をもって迎え入れられる社会となるようにとの願いを表し、本稿を閉じる。

〈注〉

- (1) 柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメントについて—T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策—」『CHUKYO LAWYER』vol.29, 2018, pp.17-24
- (2) <http://www.moj.go.jp/content/001259217.pdf>
- (3) http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00029.html

- (4) <http://spring-voice.org/>
- (5) <http://spring-voice.org/news/202001lobbyingreport/> は、Spring の2020年1月のロビイングの様子を紹介するものである。
- (6) 先行者の経験を観察した上でよりよいものを作り出せるということ。
- (7) 山本潤 Spring 代表あいさつ <http://spring-voice.org/>
- (8) 2017年改正に至る過程において「性暴力被害者が生きやすい社会を」というメッセージも放たれていた（たとえば Spring の Mission の説明文 <http://spring-voice.org/spring%e3%81%a8%e3%81%af/spring%e3%81%a8%e3%81%af/> 参照）。性暴力被害者がその被害を明らかにすると二次被害を受け、被害が社会的に否認され、あたかもなかったかのようにされる。これが現在もなお続く実情である。このメッセージはそれを変えようという被害当事者その支援者の意思や希望の表明である。この言葉は次のようにも理解可能である。それは、被害者として正当な支援を社会から受けられない、つまり被害者としての存在や被害の発生が否定されていることであり、これは性暴力被害者はこの社会から排除されていることを意味するといえる。「性暴力被害者が生きやすい社会を」というのはこの排除を否定し、社会に包摂されるべきだとの主張であると理解できるのではないか、ということである。この理解の下に本稿において筆者は包摂という言葉を用いている。
- (9) 高齢者性暴力被害者については、介護現場における介護者や同じ被介護者からの性暴力が想定できる。いわゆる2025年問題を想起すると、この課題への早急な取組みも必要である。
- (10) 包摂の必要のある他のカテゴリーとしてたとえば、医療施設における性暴力、非日本国籍保持者性暴力、ホームレス性暴力、刑事施設等入所者性暴力などのそれぞれのこども及びおとな被害者を挙げられよう。
- (11) 2019年3月12日福岡地裁久留米支部判決（準強姦）；2019年3月19日静岡地裁浜松支部判決（強制性交致傷）；2019年3月26日名古屋地裁岡崎支部判決（実子に対する準強制性交等罪）；2019年3月28日静岡地裁（実子に対する強姦）
- (12) <https://www.flowerdemo.org/>
- (13) <http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2019/11/b056851998f5febe6b88e1a7ed979dbe.pdf>
- (14) <http://spring-voice.org/wp-content/uploads/2019/12/191219-%E8%A8%82%E6%AD%A3%E3%83%BB%E6%A3%AE%E9%9B%85%E5%AD%90%E6%B3%95%E5%8B%99%E5%A4%A7%E8%87%A3%E6%8F%90%E5%87%BA%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8.pdf> →参考資料1参照。
- (15) https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt_zaimu-000003245_20401.pdf →参考資料2参照。
- (16) https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt_zaimu-000003245_H30_gaiyo.pdf
- (17) 教育職員免許法10条2号により公立学校の教員である被懲戒免職処分者はその有する免許状は失効するが、同法5条4号により失効後3年を経過すると再取得可能となる。現在教員免許管理システムが稼働中であるが、それは照会時点において該当免許の効力の有無を確認可能とするものであり、全懲戒処分歴等の確認はシステム化されていない。当該管理システムを、わいせつ教員処分歴共有可能なシステムとする旨の報道（たとえば日経新聞2017年9月6日）の理解には注意を要する。
- (18) [https://www.facebook.com/kimuyayo/posts/1534004480114248?__xts__\[0\]=68.ARBha4hNvkMDtCSis0H4Wk89lrjCLt1TWgPfmnSa4SoN_LZp9vnYwHltsbIBG6cyNGKU3qbfAkW-93uYQFbfUhjySMbLWwpFqWkRt23Bc_cOFUDx8hmImDizNyetaq54A6tUtBtTbbu2_o2ovBPJ7vMPo1WfDoTHV0jUVZhKRF2y2gNmlF4NKDS7QjG8pAp6B_WwniGyvEok40r6c9N6IV2emC34tDphj8wC73Bmm_xB07eCe1jx8OomcCwXSkGWVd6p57ANe-1oc5XZ0vkipq3FxRf2lkG7LEeb1_cM6jNXF6rFXwrHdgK3gRRzNQGiiGe01Dui_RtGweuAhqilbeu1jQ&__tn__=-R](https://www.facebook.com/kimuyayo/posts/1534004480114248?__xts__[0]=68.ARBha4hNvkMDtCSis0H4Wk89lrjCLt1TWgPfmnSa4SoN_LZp9vnYwHltsbIBG6cyNGKU3qbfAkW-93uYQFbfUhjySMbLWwpFqWkRt23Bc_cOFUDx8hmImDizNyetaq54A6tUtBtTbbu2_o2ovBPJ7vMPo1WfDoTHV0jUVZhKRF2y2gNmlF4NKDS7QjG8pAp6B_WwniGyvEok40r6c9N6IV2emC34tDphj8wC73Bmm_xB07eCe1jx8OomcCwXSkGWVd6p57ANe-1oc5XZ0vkipq3FxRf2lkG7LEeb1_cM6jNXF6rFXwrHdgK3gRRzNQGiiGe01Dui_RtGweuAhqilbeu1jQ&__tn__=-R)
- (19) <https://www.gov.uk/government/organisations/disclosure-and-barring-service/about>

- (20) こどもに接触すること自体や派生的にそれが発生する職業への従事が妨げられる一方、その他の領域の職業への就労の支援や、再犯防止のための支援などを提供することによって、新たな社会との関係性の結び直しが可能となる制度も同時に必要であることは当然のことである。

追記：

校正段階で、1. 障がい者に対する性犯罪規定創設要望署名の法務省への提出との報道（2020年3月25日）、2. 2020年4月に性犯罪に関する検討会が法務省内に設置されるとの報道（2020年3月30日）に触れた。

〈参考資料1・Springによる刑法改正に関する森雅子法務大臣提出要望書からの抜粋〉

3. 2017年7月の刑法改正時の衆議院附帯決議四を踏まえ、性暴力被害者と性暴力加害者の実態調査結果による両者の精神及び心理医学的知見の観点を重視した上で、検討項目に以下を加えて下さい

一) 公訴時効

平成22年刑法及び刑事訴訟法改正で、人を死亡させた罪についての公訴時効の改正がありました（「魂の殺人」）とまで言われる性犯罪についての公訴時効の改正はありませんでした。ただし、このときの附則で性犯罪について公訴時効撤廃を検討すべきとなっています。性犯罪の公訴時効の撤廃及び一定期間の時効停止や延長について検討してください。

- ・性被害経験のある学生は非被害者の学生と比べ自殺企図の割合が6.4倍(Tomasula et al, 2012)です。
- ・ドイツでは、性的虐待を初めて他人に話すことができた平均年齢は46歳という調査報告があります¹。

二) 不同意性交等罪の創設 現在の強制的性交等罪では、暴行脅迫要件を充たさなければ処罰されません。他の者の認識可能な意思に反して、性交、肛門性交、又は口性交を行った者を処罰できる新たな規定について検討してください。

参考) 同意とは、①年齢、成熟、発達レベル、経験に基づいて、提示されたこと（何らかの性行為）が何であるか理解していること、②提示されたレベルについて社会的な標準を知っていること、③生じうる結果や他の選択肢を知っていること、④同意するのもしないのも同様に尊重されるという前提があること、⑤自発決定であること、⑥精神的／知的な能力があること、のすべての基準を満たしていなければならない。（藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」p.9）

- 1 法と心理学会第16回大会ワークショップ「児童期の性的虐待被害と その回復をめぐる法心理 2 —ドイツ・韓国調査の報告」『法と心理』（2016）https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjlawpsychology/16/1/16_69/_pdf
- 2 内閣府『男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html

三) 地位関係性を利用した性犯罪の加重規定の創設と法定刑の見直し 無理やり性交された経験のあ

る人と加害者との関係は、86.4%が顔見知りです²。加害者とその地位や関係性に乗じて犯行を行った場合を要件とする規定の創設を求めます。

顔見知りや対等な関係性のない相手とは

①医療関係者と患者、②教師と生徒、③宗教関係者と信者、④親子と・親族関係、⑤雇用者と被用者、⑥スポーツのコーチ、⑦刑務所職員と受刑者、⑧保護観察官も含んだ矯正機関とその対象者、(刑事法ジャーナル vo.45. 2015年)、障害を知りうる立場と障害児者、上司と部下、成人と未成年
四) 性交同意年齢の引き上げについて

前回平成27年の「性犯罪の罰則に関する検討会」でも「13歳未満というのは、諸外国と比べ低きに失する」との批判があります。加害者に抵抗することができず、同意せざるを得なくなる要因となりやすい年齢差・社会的地位の差(大人と中学生など)について検討する必要があります。

五) 配偶者間における性犯罪の成立について

日本では恋人・パートナーからの被害は、ほとんど検挙されていません。2012年の強姦事件で検挙された配偶者は0.3%です(2013年犯罪被害者白書)。2011年(平成23年度)の内閣府調査では約110人に一人(9.2%)が嫌がっているのに性的な行為を強要された経験があります。WHO調査ではパートナー以外から性暴力を受けた女性のうつ病発症率2.3倍、パートナーから性的・身体的暴力を受けたことのある女性のうつ病発症率2倍と被害はほぼ変わりません。(WHO, 2013) 配偶者間の性暴力を性犯罪とする規定について検討してください。

六) 刑法の条文の位置について

性暴力被害者が直面する同意していない身体への侵襲は、性的自由と性的自己決定権の侵害です。現行刑法では、社会的法益の位置に置かれていますが、個人法益として位置付け、法体系の整合性を図る必要があります。

七) 刑事訴訟手続について

一、司法面接について

附帯決議二では「二次被害の防止に努める」とあります。全ての性暴力被害者が、性犯罪被害者への徴収方法3による司法面接を受けられるよう、手続きについても検討を望みます。

二、ビデオ証言について

現在は、被告人(被告人弁護人)の同意がなければ、裁判証拠となりません〔伝聞法則〕(刑事訴訟法320条・326条)。刑事訴訟法について議論し、特に被害者が児童である性犯罪の裁判では司法面接のビデオ証言を必ず証拠として採用されるようにすることを、手続きについても検討を望みます。

〈参考資料 2〉

2-4-1. わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(平成30年度)

■本調査における「わいせつ行為等」の定義について
 ○「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
 ○「わいせつ行為」とは、強制的性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
 ○「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(平成30年度)

免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
163	57	18	7	245	37	282

(2) 被処分者の性別

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	276人	97.9%
女性	6人	2.1%
合計	282人	100.0%

(3) 被処分者の年齢層

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	71人	141,689人	0.05%
30代	82人	193,565人	0.04%
40代	53人	206,839人	0.03%
50代以上	76人	322,460人	0.02%
計	282人	864,553人	0.03%

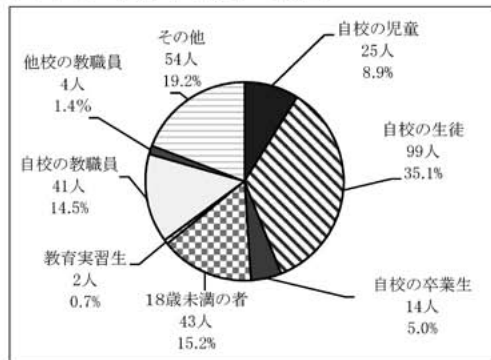
(注1) 在職者数:平成28年度学校教員統計調査より
 (注2) A/Bの分母は平成28年度のものであり、参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

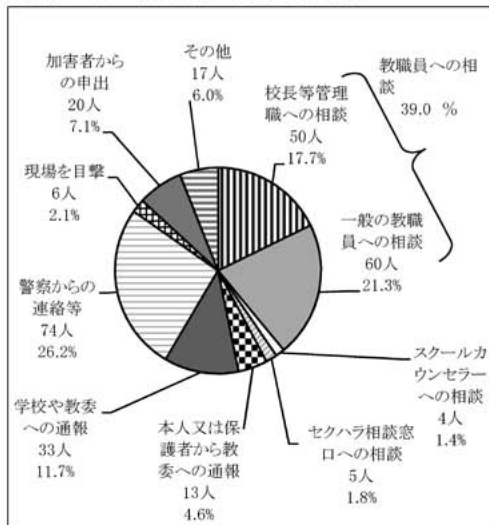
	被処分者数A	在職者数B	A/B
小学校	75人	413,720人	0.02%
中学校	86人	230,366人	0.04%
義務教育学校	0人	2,918人	0.00%
高等学校	101人	182,323人	0.06%
中等教育学校	1人	1,764人	0.06%
特別支援学校	19人	88,943人	0.02%
計	282人	920,034人	0.03%

(注) 在職者数:平成30年度学校基本調査より

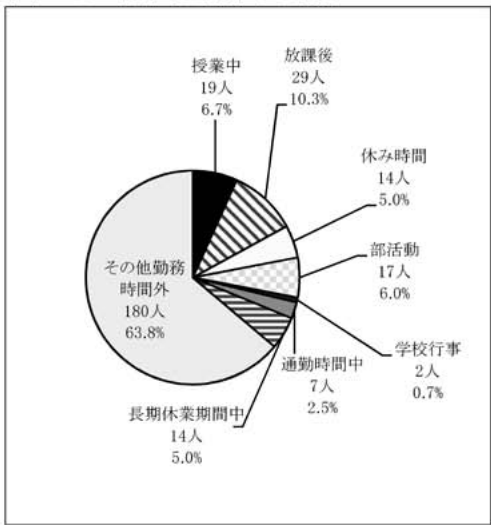
(5) わいせつ行為等の相手の属性



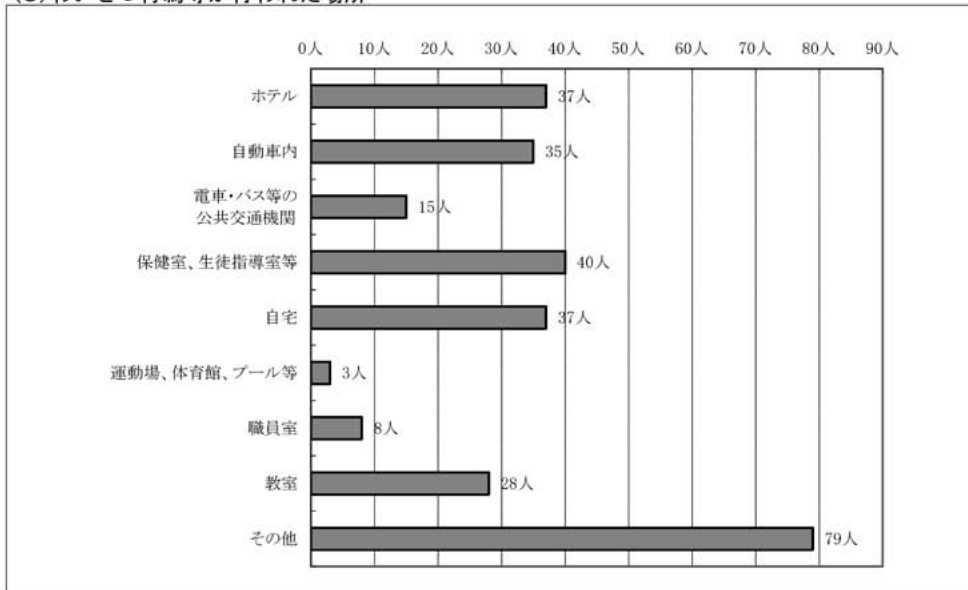
(6) わいせつ行為等が発覚した要因



(7) わいせつ行為等が行われた場面



(8) わいせつ行為等が行われた場所



(9) わいせつ行為等の態様

